

令和6年 秋の交通安全県民総ぐるみ運動 黒川地区実施要綱

- ～ 反射材用品等の着用推進と安全な横断方法の実践～
- ～ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯と飲酒運転の根絶～
- ～ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底～

第1 目的

広く地区民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域、職域における道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 令和6年9月21日（土）から30日（月）
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

第3 主催

黒川地区交通安全推進連絡協議会

黒川地区交通安全協会

黒川地区安全運転管理者事業主会

黒川地区安全運転管理者会

黒川地区シルバードライバーズクラブ

大和地区地域交通安全活動推進委員協議会

大和警察署

交通安全母の会

第4 運動重点 【全国重点】

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 2 タ暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

第5 運動重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点に掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

(1) 歩行者の交通事故防止対策

ア 全ての年齢層を対象とした、反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の服装等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

イ 通学路、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

ウ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

エ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

オ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

(2) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進

イ 歩行中幼児・児童（小学生）の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活における保護者等から幼児・児童（小学生）への教育を促す取組の推進

エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

2 タ暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

(1) タ暮れ時以降の交通事故を防止する取組

ア タ暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間における横断中歩行者の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進

イ タ暮れ時における自動車前照灯の早めの点灯を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

エ 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員へのタ暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識の徹底と「ながらスマホ」の防止対策

ア 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

イ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って通行するなどの交通マナーの実践を促す取組の推進

ウ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性に関する広報啓発の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するための交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等の推進

イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

ウ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

エ 飲酒運転は一瞬にして人命を奪う悪質・危険な凶悪犯罪であることを運転者に認識させ、その家族や友人なども一丸となって飲酒運転を根絶していくための更なる広報啓発の推進

(4) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の防止対策

ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下するなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポートカー）の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口（＃８０８０）の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

ウ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

(7) 二輪車の交通事故防止対策

ア 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若年層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

３ 自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）利用時の乗車用ヘルメット

着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者の被害軽減のための乗車用ヘルメット着用と安全確保

ア 「自転車安全利用条例」に基づく全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

イ 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進

ウ 幼児同乗中自転車の特性（重心が高く不安定であること）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進

エ 自転車利用者等の安全確保のための定期的な点検整備及びＴＳマーク制度の普及促進

オ 事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守の徹底と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳格化）の周知

ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は例外（歩道走行時は歩行者優先）等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

ウ スマートフォン等使用時や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

オ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の規定（令和6年5月24日に公布され6月を超えない範囲内に施行される、ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）についての周知

(3) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア 16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則などの周知と遵守の徹底及び被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

イ 販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の安全利用に関する広報啓発の推進

第6 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、ある

いは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、運

動の重点及び推進項目の趣旨が県民各層に定着し、県民一人一人が交通ルールを守り、

相手に対する「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど

交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開するものとする。

さらに、交通安全に対する県民の更なる意識の向上を図り、県民一人一人が交通

事故に注意した交通行動をとることにより、交通事故を抑止することを目的とした

「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

1 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。

2 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者の視点を取り入れた啓発活動等の諸活動を展開し、又は支援する。また、こうした従来の活動に加え、放送設備やオンライン会議システム等の活用による交通安全教育、増加する訪日外国人に対する交通安全啓発等、時代に即した取組をさらに推進する。なお、運動重点に関連する施策や取組を行う場合は、本運動と積極的に連携して行う。

3 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、インターネット、ポスター・チラシ、広報車等、各種広報媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い交通安全意識の高揚を図る。特に、交通安全教育動画の発信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に展開する。

4 主催機関・団体は、所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するなど、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

5 県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、ＩＣＴ（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動を展開し、幅広い世代の参画に努める。

(1) 地域、家庭等における活動

ア 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催

イ 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消

ウ 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の向上、安全な交通行動の実践

エ 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する、福祉関係者や地域の交通ボランティア等と連携した家庭訪問等による地域が一体となった交通安全指導の推進

オ 地域、家庭等が連携した地域が一体となったこどもの見守り活動の充実

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

ア こどもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーに関する教育の実践

イ 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等によるこどもの目線からの危険箇所の把握と解消

(3) 中学校、高等学校、大学等における活動

ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車等乗車中の安全な交通行動等の指導

イ 地域の交通安全啓発活動への参加促進

(4) 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

ア 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中・自転車乗用中の安全な行動等の指導

イ 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による、高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

(5) 職域における活動

ア 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催

イ 飲酒運転・無免許運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）・危険ドラッグ等を使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性及び職域に及ぼす影響の周知

ウ 横断歩道等における歩行者等優先義務の徹底と歩行者等に対する思いやりのある模範的な運転の実践

エ 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行

オ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

カ 自転車・特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）利用者に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

キ 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動・こどもの見守り活動への参加の促進

ク 安全運転管理者、運行管理者等による交通安全指導の徹底